

国際産業ファブリック協会ジャパン (I F A I ジャパン) 定款

平成 6年5月26日制定
平成 7年5月24日改正
平成 8年5月28日改正
平成11年4月 6日改正
平成12年6月22日改正
平成16年6月24日改正
平成19年7月11日改正

第1章 総則

(名称及び目的)

- 第1条 1. 本会は、国際産業ファブリック協会ジャパン（英文名「INDUSTRIAL FABRICS ASSOCIATION INTERNATIONAL JAPAN」、英文略称「IFAI JAPAN」、日本文略称「 I F A I ジャパン」。以下「本会」という）と称する。
2. 本会は産業用／テクニカルファブリック製品の世界的規模での進展、市場及び用途開発、振興に寄与し、会員相互の利益の増進を図る事を目的とする。
この目的を達成するために次の事業を行う。
- 1) 日本における産業繊維の製造業者及びユーザーの会合を開催し共通問題について討議し解決を図る。
 - 2) 会員のための教育プログラム及び研修を行い、会員の国際市場での競争力を増進する。
 - 3) 海外の関連業者との国際的なネットワークを提供し、国際会議を開催し、産業用／テクニカルファブリック業界の世界的規模での発展を図る。
 - 4) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(運営)

- 第2条 本会は、国際産業ファブリック協会（以下「 I F A I 」という）のカントリーセクター（国別部会）であり、 I F A I の定款、 I F A I のカントリーセクターのための指針に準じて運営される。

第2章 会員

(会員の資格)

- 第3条 1. 本会の会員たる資格を有する者は、以下の項を満たさなければならない。
- 1) 産業用／テクニカルテキスタイル業界に関連した業務を行う者。
 - 2) I F A I の会員である者。
 - 3) 日本国内に事業所を構え日本で事業を行う法人で第3条第5項の代表者の所在地は日本国内である者。
 - 4) 本会の会費を支払う者。
 - 5) 加入に際して理事会の承認を得た者。

(会員の種別)

2. 本会の会員は次の4種とする。
- 1) 最終製品メーカー会員 産業用／テクニカルファブリックの最終製品の製造販売もしくはレンタルを主業務とする法人。
 - 2) サプライヤー会員 繊維、糸、表面加工、生地、フィルム、付属品、装置、機械、もしくは、その他の産業用／テクニカルファブリック最終製品製造者に関連する材料及び資材の製造、加工を主業務とする法人。あるいは、流通業者、及び、試験研究所、コンサルタント、販売及びマーケティング会社のような産業用／テクニカルファブリック製造者へサービスの提供を主業務とする法人。
 - 3) スポンサー会員 I F A I の最終製品メーカー会員またはサプライヤー会員の企業内部門、子会社、あるいは完全出資会社。
 - 4) 関連会員 協会、出版社、大学、研究所、その他公共機関等。

(会員の資格の喪失)

3. 1) 会員は次の各号の一に該当する場合その資格を失う。
- 1 任意退会を申し出たとき。
 - 2 第3条第1項に記す資格を満たさなくなったとき。
- 2) 本会は、次の各号の一に該当するときは、理事会の3分の2以上の議決に基づいて会員の資格を停止あるいは除名することができる。この場合において、本会は、最終決定の20日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、最終決定の前に理事会において弁明する機会を与えるものとする。
- 1 本会の定款及び内規に違反したとき。
 - 2 本会あるいは産業繊維／テクニカルテキスタイル業界に損害を与える行為、あるいは品位を下げ、または信用を失う

ような行為をしたとき。

(会費)

4. 本会の年会費は、理事会で決定される。

(法人会員の代表者)

5. 1) 各々の法人会員は、本会に対する代表者を1名指名し、専務理事に届けなくてはならない。

(投票権)

2) その代表者は、本会のすべての会務においてその法人会員を代表し、投票し行動する。

第3章 総会

(構成)

第4条 本会に次の総会をおく。

1. 年次総会

- 1) 本会の年次総会を開催する。
- 2) 年次総会は本会役員選出、年次報告、及びその他を行う。
- 3) 年次総会は、理事会で特別決定しない限り、日本国内で開催される。
- 4) 年次総会は、会長が招集する。
- 5) 年次総会を招集するには、会議の目的たる事項及び内容ならびに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに会員全員に文書で通知しなければならない。

2. 臨時総会

- 1) 臨時総会は、IFA I専務理事もしくは、本会の理事会が必要と認めたときあるいは、会員の過半数から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。
- 2) 会議の目的たる事項及び内容ならびに日時及び場所を示して、開会の10日前までに会員全員に文書で通知しなければならない。

(定足数)

3. 総会は、委任状を含んで、会員の過半数の出席がなければ開会する事ができない。

(総会の議決)

4. 総会の議事は、特別の定めがある場合を除き、会員の過半数（委任状

を含む) が出席し、その過半数の同意をもって決するものとし、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(緊急議案)

5. 総会においては、出席した会員（委任状を除く）が会員の過半数であり、かつ出席した会員の3分の2以上の同意を得た時にかぎり、第3章第4条1第5項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

第4章 役員

(任務)

- 第5条 1. 役員は理事会を構成し、理事会は、次の事を行う。
- 1) 本会の会務を統轄、管理、指揮をする。
 - 2) 定款の範囲内での本会の事業方針、あるいは、修正の決定をする。
 - 3) 本会の目的達成のために活動する。
 - 4) 本会の資金の支出の決定を行う。
 - 5) 本会を代表して、本会の年会費の決定やその他の財務に関する諸決定をすることができる。
- 理事会は本会の会員及びIFA I事務局からの情報に基づき本会のプログラムやサービスを設定する任務を持つ。

(構成)

2. 1) 本会につきの役員をおく。
- | | |
|------|----|
| 名誉会長 | 1名 |
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 理事 | 5名 |
| 専務理事 | 1名 |
- 2) 会長および副会長を含む理事7名は最終製品メーカー会員あるいはサプライヤー会員たる法人の本会代表者のうちから総会において選任する。ただし名誉会長は、本会代表者以外からも選任することができる、IFA Iの推薦のもとに理事会によって承認される。専務理事は、本会会員以外から選任するものとし、理事会の推薦により、IFA I専務理事が指名する。

(資格)

3. 会長、副会長、理事は、各々の法人の代表取締役かあるいは本会の会議においてその法人を代表して決定権をもつ者で、すべての必要な本会の会議に出席できる者でなければならない。

(職務と権限)

4. 1) 名誉会長は次の職務と権限をもつ。
本会を率先し、代弁する。
役員に指導助言を与える。
本会の目標及び長期計画を承認する。
名誉会長は総会及び理事会において議決権をもたない。
- 2) 会長は次の職務と権限をもつ。
本会を代表し、総会及び理事会で議長を務める。
すべての会議で議決権をもつ。
本会の総会やその他の必要と見なされる時において、会長の意見が、本会の福利を促進し本会のために有益なものとなみなされるような事項について、本会あるいは理事会に、意見を述べたり提案を与えることができる。
その他会長の職務としてみなされる事項あるいは理事会によって規定された事項を行う。
- 3) 副会長は次の職務と権限をもつ。
会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けた時はその職務を行う。

(理事の選任)

5. 理事の選挙
 - 1) 理事は、年次総会において選挙する。
 - 2) 年次総会開催日の10日よりも前に、本会の会員10名以上の推薦があり、専務理事が推薦された個人の文書による同意を受け取った場合、あるいは理事会の推薦があった場合、理事候補者とみなされる。専務理事は即刻会員にその旨を伝達しなくてはならない。
 - 3) 理事候補者数が理事定数をこえない場合は、各候補者承認の投票にふす。有効と認められる票が会員の過半数以上あり(委任状を含む)、その過半数の承認があった場合IFA Iの同意をへて、その候補者が理事に選任される。

理事候補者数が理事定数を越える場合は、選挙を行う。有効と認められる票が会員の過半数以上あった場合(委任状を含む)、IFA Iの同意をへて、得票上位の候補者から選任される。
 - 4) 会長、副会長は理事の互選とする。
 - 5) 改選時に理事に欠員が生じた場合は、必要に応じて理事会が欠

員理事の候補者を推薦することができる。候補者は、総会、臨時総会、あるいは第8条の書面による投票により、第5条第5項3に則して理事に選任される。

(任期)

6. 1) 会長、副会長、理事の任期は2年とする。役員は、再任をさまたげない。
- 2) 理事が辞任あるいは除名によって任期中に欠員を生じた場合は、会長が後任者を任命する。
- 3) 役員は選任されるとすぐその任務の遂行にあたり、後任者が正当に選任されるまで、もしくは辞任、除名あるいはその他の理由によって任期を全うする事ができなくなるまでその任務にあたる。

(理事会)

7. 定例理事会は年次総会の前5日以内に開催する。会長は時間と場所を指定し、理事会を招集する。理事会開催は、開会の日の10日前までに役員に文書で通知しなければならない。

(定足数)

8. 理事会は、過半数の役員の出席（委任状出席を含む）がなければ開会する事ができない。

(議決)

9. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(報酬)

10. 名誉会長、会長、副会長、理事は、その職務に対する報酬を得る事はない。しかし決議によってその職務にあたって生じた経費に付き払い戻しを受ける事ができる。その経費の承認と支払いのための手続きは別に規定を設ける。

(辞任及び解任)

11. 1) 役員は辞任しようとするときは、専務理事または理事会にその旨を文書で提出しなければならない。届けが受理されたときから、役員としての資格を失う。
- 2) 理事会の決議において過半数の同意をもって役員を解任することができる。

(欠員)

12. 死亡、辞任もしくはその他の理由によって会長もしくは副会長に欠員が生じた場合は、理事会あるいは役員の書面による投票で、その役員

の残留任期の任務を遂行する後任者を決定する。

第5章 事務局

第6条 事務局

(事務局)

1. 本会の事務局をおき、専務理事が事務局を運営する。
専務理事は次の職務と権限をもつ。
 - a 本会の会務の管理と事務を処理する。
 - b 有給とする。
 - c 理事会の推薦により I F A I 専務理事により指名される。
 - d I F A I 専務理事、あるいは本会の理事会の承認により、本会の事務を処理するための職員を雇う事ができる。
 - e 本会のすべての活動と事業を管理し執行する。
 - f 本会の理事会または I F A I の専務理事の指定するその他の職務に携わる。
 - g すべての本会の会議の通知をし、出席し、議事録を作成し、文書を保管し、書記官としての職務あるいは正当に指名された職務を遂行する。
 - h すべての本会の会議において議決権を有さない。
 - i 本会のすべての収入及び支出を管理し、本会の会計をつかさどる。
 - j 収入金はすべて理事会及び I F A I 専務理事に承認された金融機関に預けられ、年次総会において、あるいは会長の指示があるとき、その会計報告をする。
専務理事の管理する資金、帳簿、出納簿は、会員から提出された極秘書類をのぞいて、理事会あるいは I F A I 専務理事がいつでも検証、検査をすることができる。

第6章 委員会及び分野別部会

(委員会)

- 第7条 1. 本会に、その目的達成に必要な重要事項のために、会長は理事会の議決をへて年度ごとに委員会をおくことができる。

(分野別部会)

2. 理事会は、必要に応じて分野別部会をおくことができる。

第7章 書面による投票及び定款変更手続き

(書面による投票)

第8条 1. 書面による投票

- 1) 本会のために投票に付されるべきと判断された事項が生じた場合は、理事会は、その事項に関して会員全員に文書で通知し、書面による投票によって決定をする事ができる。
- 2) その事項の決定は、定款に特別の記述がない場合、会員から有効と認められる過半数の同意をもって決する。
- 3) すべての書面による投票の決議は、正当に招集された会議においてとられた投票の決議と同様の本会の決定事項とする。

(定款の変更)

2. 理事会の提案及びIFA Iの賛同をへて、もしくはIFA Iの提案をへて、定款の変更の提案文書が、総会の日より10日より前にすべての会員に通知され、総会で3分の2以上の賛成を得た場合、あるいは、第8条第1項の書面による投票をへて、会員から有効と認められる過半数の投票があり、かつ、その3分の2以上の承認を得た場合、定款は全体又は一部を修正、撤回、もしくは変更することができる。